

各就労継続支援（A型・B型）事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

令和5年度工賃（賃金）実績報告等について（依頼）

日頃より、本県障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記のことについては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和6年3月29日付け障障発 0329 第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、毎年度工賃（賃金）実績を県に報告することとされております。

つきましては、別添報告要領により、**令和6年5月17日（金）までに電子メール**にて下記提出先あて報告願います。

なお、報告いただいた工賃（賃金）実績等については、県全体及び事業所ごとの工賃（賃金）実績として県障害福祉課ホームページ等により公表しますので、あわせてご承知おき願います。

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における「平均工賃月額の見直し」を踏まえ、算定方法及び報告様式を大幅に変更しておりますので、十分ご留意ください。

※「令和5年度工賃（賃金）実績報告書」（エクセル様式）については、障害福祉課ホームページ内の「工賃向上」に掲載しておりますのでご活用ください。

【報告先・問合せ先】

茨城県福祉部障害福祉課企画担当（板橋）

TEL 029-301-3357

E-mail shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

工賃（賃金）実績報告要領

1 対象事業・施設

令和5年度中に開設していた全ての就労継続支援事業所A型及びB型（以下「対象事業」という。）
※法人内で対象事業を複数運営している場合は、対象事業所ごとに工賃（賃金）実績を報告してください。

※多機能型事業所の場合も、対象事業所ごとに工賃（賃金）実績を報告してください。

※主従については、事業所ごとに平均を算出するため、主たる事業所の名前で集約して提出してください。

※年度の途中で新たに指定された事業所については、指定月から令和6年3月までの間の工賃（賃金）実績について報告してください。

2 報告様式・報告期限

以下の様式に記入の上、令和6年5月17日（金）までに電子メールにより下記担当あて報告願います。データ（エクセル様式）での報告書作成にご協力をお願いいたします。

- ・令和5年度工賃（賃金）実績報告書（エクセル様式）

【担当】	茨城県福祉部障害福祉課 企画担当
E-mail	shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

3 留意事項（令和5年度の中で、事業種別を変更した場合）

- ① 対象事業→対象事業（例：A型→B型）：変更前と変更後の実績報告書をそれぞれ作成して報告してください。
- ② 対象事業でない事業→対象事業：変更後の実績報告書のみ作成して報告してください。
- ③ 対象事業→対象事業でない事業：変更前の実績報告書のみ作成して報告してください。

4 工賃（賃金）実績の算定方法

- ・令和5年度工賃（賃金）実績報告書（エクセル様式）

※入力シート以外（記載例シート、平均工賃（賃金）算出シート、県集計使用シート）は入力を行わないでください。

※入力シート内において、黄色セル以外は自動計算となっておりますので、入力を行わないでください。

※補足事項がある際には、入力シートの中段にございます「備考欄」へ記入をお願いいたします。

※入力シート内において、「令和5年度の各利用者別・月別工賃（賃金）支払額等」の表中に、

工賃（賃金）支払形態（時給・日給・月給）に関わらず、利用者ごとの各月の就労時間、就労日数、工賃（賃金）支払額を記入してください。

※算定方式の見直しに伴い、除外規定（月の途中での利用開始、終了者等）は令和5年度工賃（賃金）実績報告から廃止となっておりますので、ご注意ください。

※平均工賃（賃金）算出シートにおいては月額平均工賃（賃金）等が自動計算で算出されますので、「工賃向上計画」で記載した令和5年度実績額と一致しているか、ご確認ください。